

議案第2号

子どもと親の相談員等設置規程について

子どもと親の相談員等設置規程を別紙のとおり定める。

平成20年5月21日

沖縄県教育委員会

子どもと親の相談員等設置規程

(設置)

第1条 児童生徒の不登校、暴力行為、いじめ及びその他の問題行動（以下「問題行動等」という。）の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所に子どもと親の相談員及び生徒指導推進協力員（以下「相談員等」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 子どもと親の相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の問題行動等に関し児童の話し相手、悩み相談に関する事。
- (2) 児童生徒の問題行動等に関し所長が必要と認め指示した事項に関する事。

2 生徒指導推進協力員は、所長の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 校内等の巡回、問題行動等の予兆の早期発見及び未然防止に関する事。
- (2) 児童生徒の問題行動等に関し所長が必要と認め指示した事項に関する事。

(委嘱)

第4条 相談員等は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 相談員等の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員等の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 相談員等の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 相談員等の1日の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員等は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員等は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
3 相談員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
4 相談員等は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育長は、相談員等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員等として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平20年5月30から施行する。

訓令案の概要説明

義務教育課

1 件名

子どもと親の相談員等設置規程

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 小学校における暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校及び児童虐待等への適切な対応や未然防止を図るため、児童理解に係る教育相談体制の確立を図るとともに、福祉関係機関との連携を充実させる等、生徒指導体制の確立が必要である。

そのため、小学校に教育相談に知識と経験を有する「子どもと親の相談員」と生徒指導について知識と経験を有する「生徒指導推進協力員」を配置し、実践的な取り組みにより、教育相談体制及び生徒指導体制の確立を図る「子どもと親の相談員等活用事業」を実施する。

- (2) 当該嘱託員として設置する「子どもと親の相談員」及び「生徒指導推進協力員」は、平成16年度より文部科学省の委託事業で市町村への再委託事業として実施してきた。平成20年度より文部科学省の補助事業に変更されたため、県が嘱託員を設置し事業を進める必要があるため設置規程を策定する。

3 制定案の概要

- (1) 嘱託員の設置について定める(第1条)
- (2) 嘱託員の身分について定める(第2条)
- (3) 嘱託員の職務について定める(第3条)
- (4) 嘱託員の委嘱について定める(第4条)
- (5) 嘱託員の委嘱期間について定める(第5条)
- (6) 嘱託員の報酬等について定める(第6条)
- (7) 嘱託員の勤務条件について定める(第7条)
- (8) 嘱託員の服務について定める(第8条)
- (9) 嘱託員の解職について定める(第9条)
- (10) 嘱託員の補則について定める(第10条)
- (11) 訓令の施行は、平成20年5月30日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 「スクールカウンセラー等活用事業費補助金交付要綱」
- (2) 「スクールカウンセラー等活用事業費補助金取扱要領」

概要説明書

◎概要及び説明

- 事業概要
平成16年度から平成19年度まで文部科学省の国庫委託事業
(10/10)である。(平成20年度より、1／3国庫補助事業)
 - ①子どもと親の相談員(平成16年度～)
 - 小学校に子どもと親の相談員を配置し、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応、学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する調査研究を実施する。
 - ②生徒指導協力員(平成17年度～)
 - 生徒指導体制の充実と関係機関との連携強化を図るため、生徒指導推進協力員を配置し、学校運営の課題への対応に関する調査研究を実施する。

○今年度の計画・特徴等

- ①子どもと親の相談員
 - 8校に配置(H19:15校→H20:8校)
 - ②生徒指導推進協力員
 - 10地域に配置(H19:10地域→H20:10地域)

○事業の現状・必要性

- ①子どもと親の相談員
○小学校段階での不登校、暴力行為等の憂慮すべき状況への早期対応
 - 保護者などとの連携と一体的な取組
 - ②生徒指導推進協力員
 - 警察や関係機関との連携
 - 教員・保護者への助言・指導
 - 生徒指導体制の充実
- 地域の人材
 - (1)退職教員
 - (2)保育士
 - (3)民生児童委員
 - (4)関係機関OB
 - (5)警察OB
 - (6)少年補導員等
- 期待される役割
 - (1)児童が悩みや不安を気軽に相談できる話相手
 - (2)学校と保護者・地域とのパイプ役
 - (3)保護者の相談相手・訪問援助
 - (4)事件の未然防止
 - (5)緊急時への対応

○事業効果(有効性・妥当性・効率性)

- 1 早期対応による効果
- 2 小・中学校間の連携による効果
- 3 児童虐待問題への学校の対応による効果
- 4 事件の未然防止による効果
- 5 緊急時の対応による効果

○事業フロー図

